

景観重要樹木（第 3 号）の指定解除について

1. 概要

平成 29 年 10 月、景観重要樹木（第 3 号）の所有者である宗教法人薬王院から、新宿区景観まちづくり条例第 25 条の規定により、「景観重要樹木滅失・枯死届出書」が提出されたため、景観法第 35 条第 1 項に基づき、景観重要樹木の指定の解除の手続きを行う。

2. 景観重要樹木について

新宿区は、景観法及び新宿区景観まちづくり計画に基づき、「歴史的又は文化的に価値の高い樹木」「地域の景観を先導し又は継承し、特徴づけている樹木」を景観重要樹木に指定し、保全を行っている。

3. 対象となる樹木について

樹 木：ケヤキ

所有者：宗教法人 薬王院

所在地：下落合四丁目 8 番 2 号



指定時



現在

当該樹木は「幹回り 3.3m、推定樹齢 200 年とされ、落合の豊かなみどりを印象付ける文化的価値の高い樹木であり、薬王院の移転以前からその土地に存在し続けたと推定される歴史性を備えた樹木である」として平成 24 年 3 月 26 日に景観重要樹木に指定された。

4. 経過

- 平成 29 年 4 月 樹木医による診断を実施
樹皮を穿孔する害虫の駆除、モニタリングを開始
- 9 月 樹勢の急激な衰弱を確認
外観診断を実施
- 10 月 精密診断を実施

精密診断において「全ての葉が褐色に変化し、地上高 1.2m の樹皮の 94% が枯死・欠損していることから枯死と判断する。」との診断が出た。

5. 今後の予定

景観重要樹木の指定の解除後、景観法第 35 条第 3 項の規定に基づきその旨を所有者に通知する。